

健康日本21(第三次)の目標としてのイニシアチブの位置付け

健康日本21（第三次）（令和5年厚生労働省告示第207号）

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)とより実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、**令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」**を推進するものである。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

二 目標設定の考え方

3 社会環境の質の向上

(二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、**「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」**、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

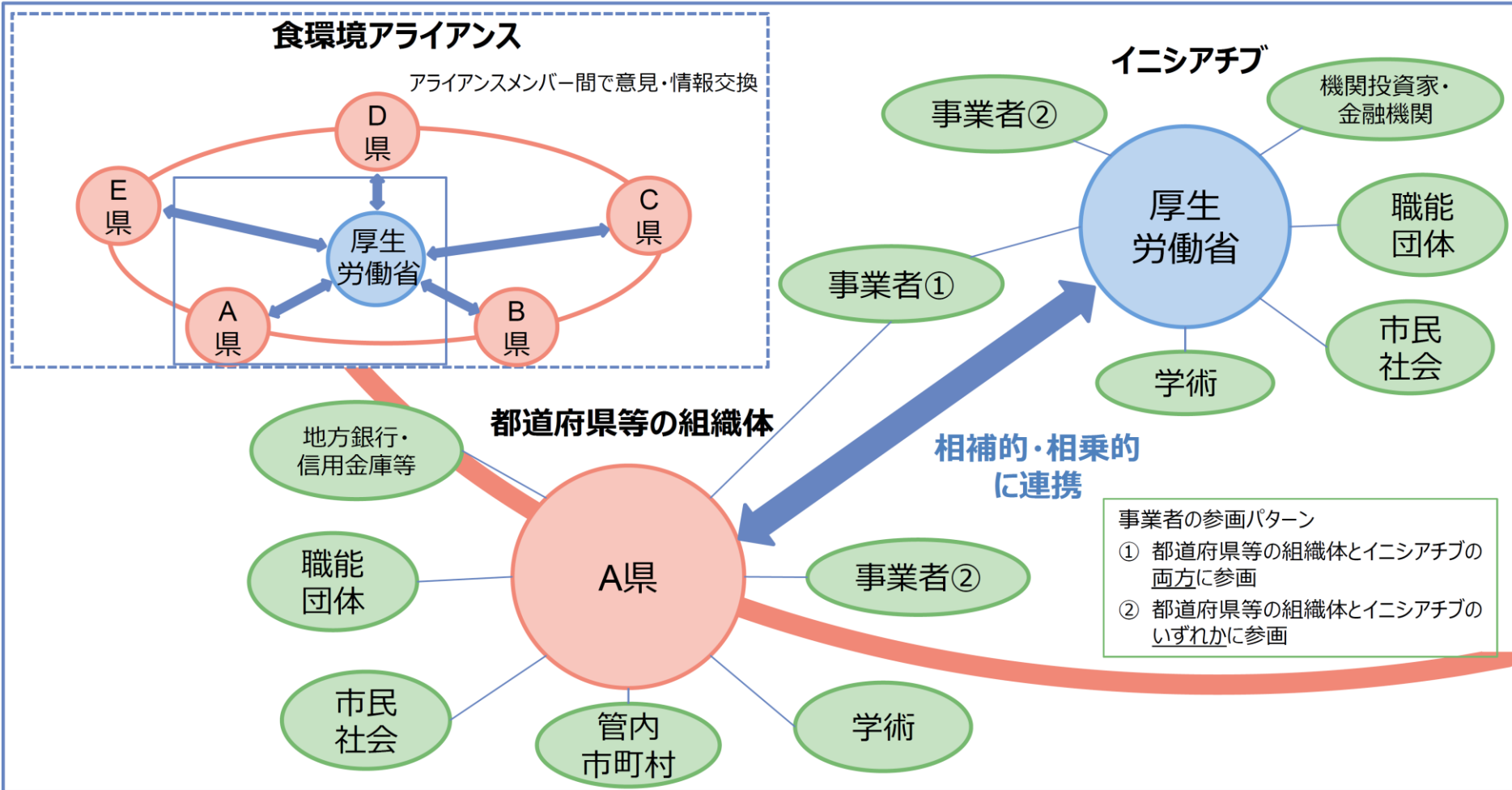
目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ

背景	自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけではなく、健康に関心の薄い者を含む、幅広い者に対してアプローチを行うことが重要であり、 無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備 を行うことが求められている
目的(国)	食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開
考え方	産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくり を、全国各地で効果的に推進するには、国の取組（イニシアチブ）と、地域特性を踏まえた都道府県の取組を相補的・相乗的に展開していくことが重要となることから、食環境づくりに関する 国と都道府県の効果的な連携関係を構築 （健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス 略称名「食環境アライアンス」） し、全国に広めていくことが必要
都道府県の登録要件	①健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体（産学官等の構成が望ましいが、少なくとも産官で構成するもの）を設置し、組織体の取組の内容、成果等について合意形成を図るための会議を定期的開催するとともに、取組に係る年次レポートを作成・公表 ②都道府県として、幅広い業種等の事業者に対し、以下の1から4の全てを含む取組を実施 1 組織体への参画と、それを介したイニシアチブへの参画を呼びかけ、事業者からの各種照会等に対応。 2 組織体への事業者の参画要件として、イニシアチブと同様の内容（少なくとも「食塩の過剰摂取」への対策に関する行動目標を1つ以上設定し、都道府県に申請）を提示 3 栄養・食生活に関する地域診断（食品へのアクセスと情報へのアクセスに関する内容を含む。）の結果を踏まえ、地域課題を事業者に提示し、解決に向けた行動目標の設定を推奨・支援 4 健康に関心の薄い層へのアプローチに係る方針を提示することで、健康関心層のみならず、健康に関心の薄い層へのアプローチも推奨。

食環境アライアンスのイメージ

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。
※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



© 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

< 令和7年度第1回都道府県等連絡会資料より抜粋 >

食環境づくり事業組織体のイメージ

都道府県等組織体の構築イメージ

- 県の健康増進と産業振興を両立させる新たな取組として、環境、ESGなど、多角的視点を取り入れた産官（又は産学官等）が連携した食環境づくりのための組織体を立ち上げる必要がある。

〇〇県食環境づくりのための組織体（仮称）

健康的で持続可能な食環境の実現に向けた**社会実装エコシステム**の構築と展開

産

食品製造

栄養面又はこれに加えて商品の積極的開発・主流化。事業者単位又は全社的に行う栄養面・環境面の取組の推進。

食品流通

健康関心度等に応じた販売戦略(棚割り、価格等)の推進。

メディア

食品製造・食品流通事業者と連携した広報活動等の展開。

事業者共通

美味しく手軽に減塩できるレシピ開発・紹介、健康的で持続可能な栄養・食生活の重要性及びその実践に向けた工夫等に関する情報発信。

金融機関（機関投資家、銀行等）
ESG評価・投資・融資（事業機会の拡大を後押し）

官（〇〇県）

- 国と連携した、地域診断・地域特性を踏まえた食環境づくりの推進
- 県全体の仕組みづくり・成果等の取りまとめ、関係者間の調整
- 食生活改善のための勉強会の開催 など

（学）

- 中立的・公平な立場での食環境づくりに資する研究の推進
- 事業者への適正な支援、消費者への適正な情報の提供

（職能団体・市民社会 等）

- 事業者への建設的提言
- 消費者と事業者の適切な仲介

産学官等関係者の緊密な連携

他府県の状況：食環境づくり事業組織体

正式登録 2 県、暫定登録 2 9 道府県

	福島県（令和 6 年正式登録）	兵庫県（令和 8 年正式登録）
事業名称	ふくしま減塩推進ネットワーク会議	ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト
実施主体	福島県保険福祉部健康づくり推進課	兵庫県保健医療部健康増進課
組織の位置づけ	記載なし	記載なし
取組内容	・減塩推進ネットワーク会議（年 2 回）の開催 ・減塩普及啓発イベント	・参画事業者による行動目標及び評価指標の設定支援 ・参画事業者による事業の実施の支援 ・食環境づくりに資するデータ整備等 ・県民並びに事業者向けの情報発信

＜厚生労働省「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」ホームページより（令和 8 年 7 月 3 日現在）抜粋＞

兵庫県 BE WELL（ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト）HP（https://bewell-hyogo.jp/about_bewell/）より抜粋



組織	主な取組内容(案)	開催頻度
運営会議	▶ 参画事業者の募集や参画申請の承諾 ▶ 消費者および事業者向けイベント等の企画・運営 ▶ 事業者向けの勉強会や交流会等の企画・運営	3回／年
事業者連携部会	▶ 事業者連携推進のための交流会や勉強会などの企画・開催	1～3回／年
広報部会	▶ 兵庫県内の消費者向け普及啓発のための広報活動・イベントの企画・開催	1～3回／年
SDGs 勉強部会	▶ SDGs等の推進に向けた勉強会の企画・開催	1～3回／年